

## ■ 新庁舎建設の設計・施工の流れ

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
事業費	2億円	5億円	10億円	121億円	121億円	121億円	30億円	30億円	30億円	470億円
主な内容	基本計画 解体設計	基本設計	実施設計	建設工事 工事監理			解体工事 工事監理			-

注) 一般的な工程(期間)に当てはめた想定額であり、建設地や事業手法、発注手法によって変動する。

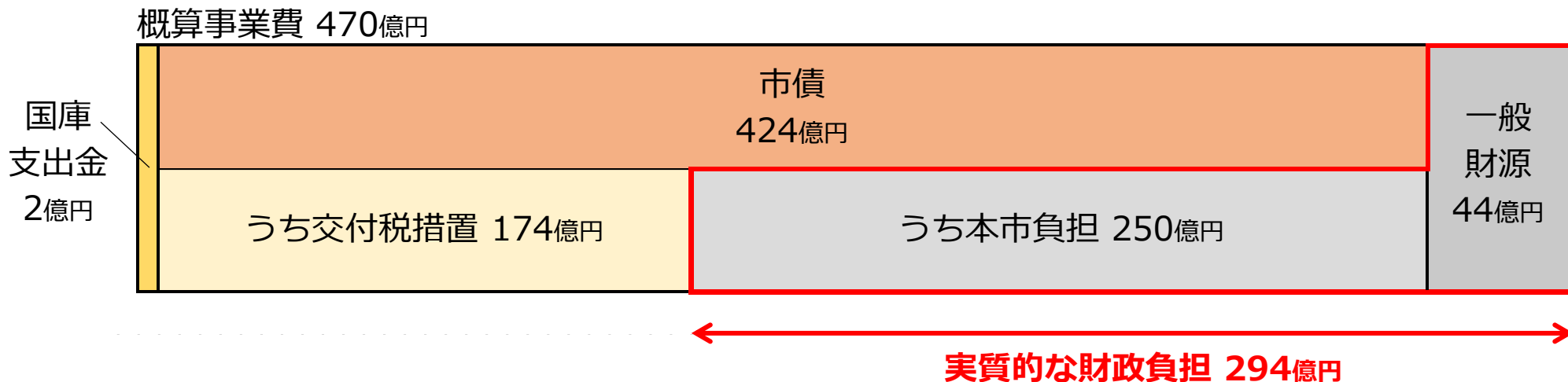
## ■ 財政負担の試算：合併推進債の活用による財政負担軽減額は136億円

項目		A 合併推進債 活用する場合	B 合併推進債 活用しない場合	差 (A - B)
① 概算事業費(設計・建設・解体費)		470 億円	470 億円	-
財源内訳	② 国庫支出金	2 億円	2 億円	-
	③ 市債	424 億円	367 億円	+57 億円
	④ うち交付税措置	174 億円	38 億円	+136 億円
	⑤ 一般財源	44 億円	101 億円	▲57 億円
⑥ 実質的な財政負担 (①-②-④)		<b>294 億円</b>	<b>430 億円</b>	<b>▲136 億円</b>

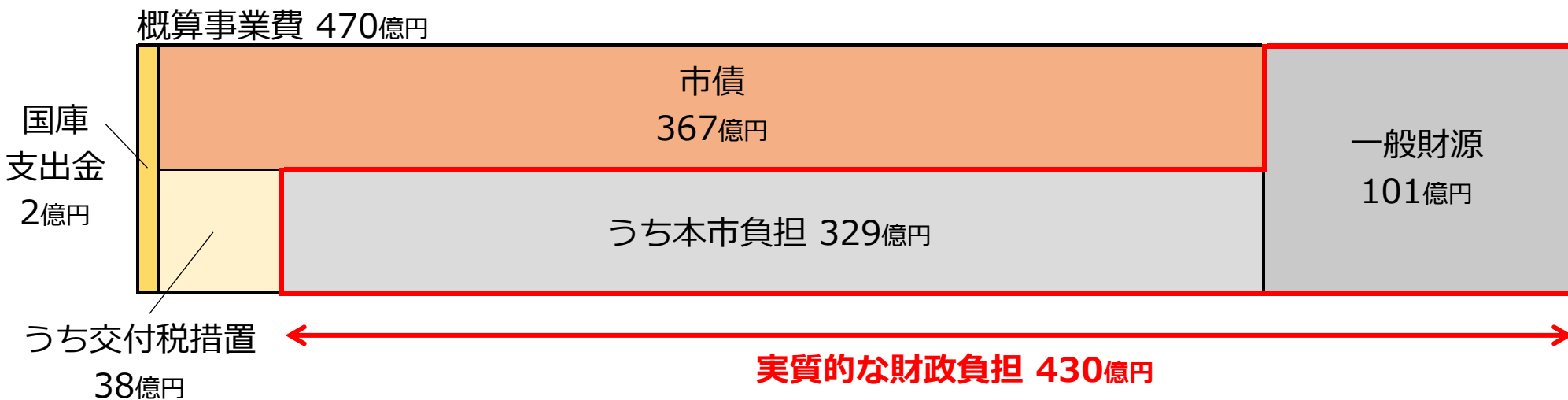
注) 概算事業費470億円は、今後変動することがあり得る計数であるため、事業費の変動に応じて財政負担軽減額も変動する。

# 新庁舎整備による財政影響について

## ■ 合併推進債を活用する場合の財源スキーム



## ■ 合併推進債を活用しない場合の財源スキーム



# 新庁舎整備による財政影響について

## ■ 本庁舎等整備における市債残高の推移見込について

※市債借入初年度R7から償還完了するR35まで

合併推進債を活用した場合、地方債充当率が一般単独事業債よりも高いため、市債残高の水準は高くなるが、交付税措置を加味した実質負担については、合併推進債を活用した場合の方が軽減される。

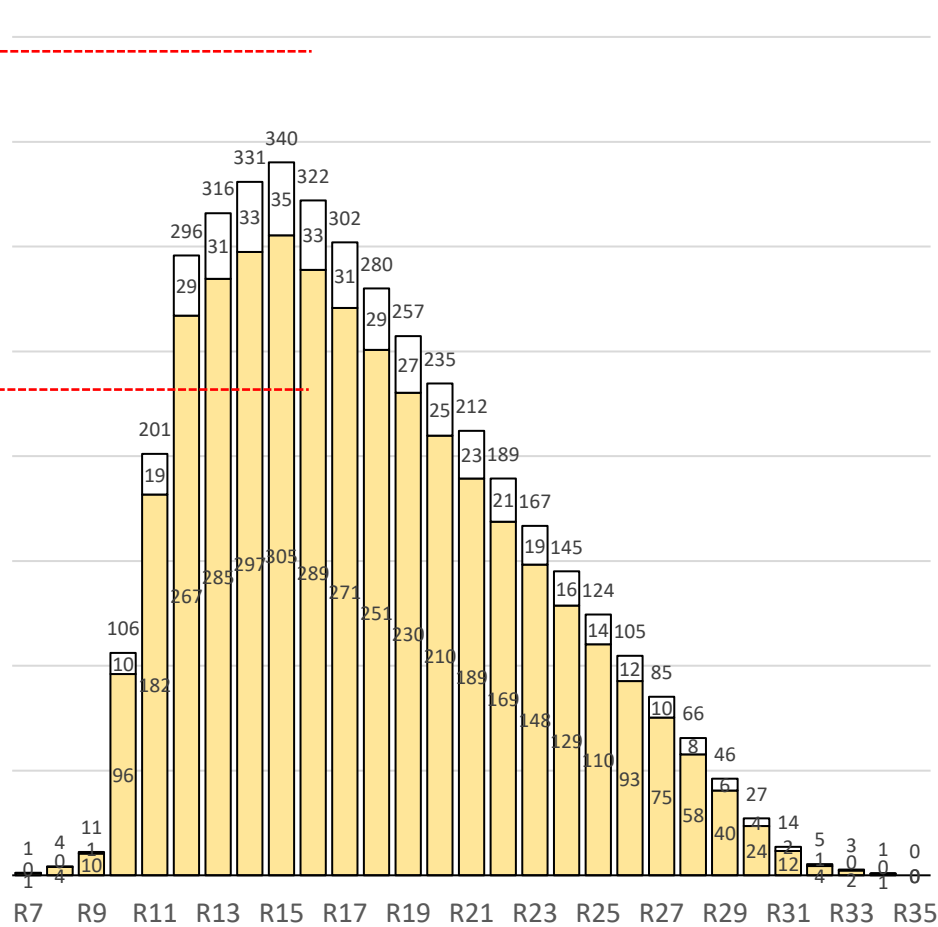
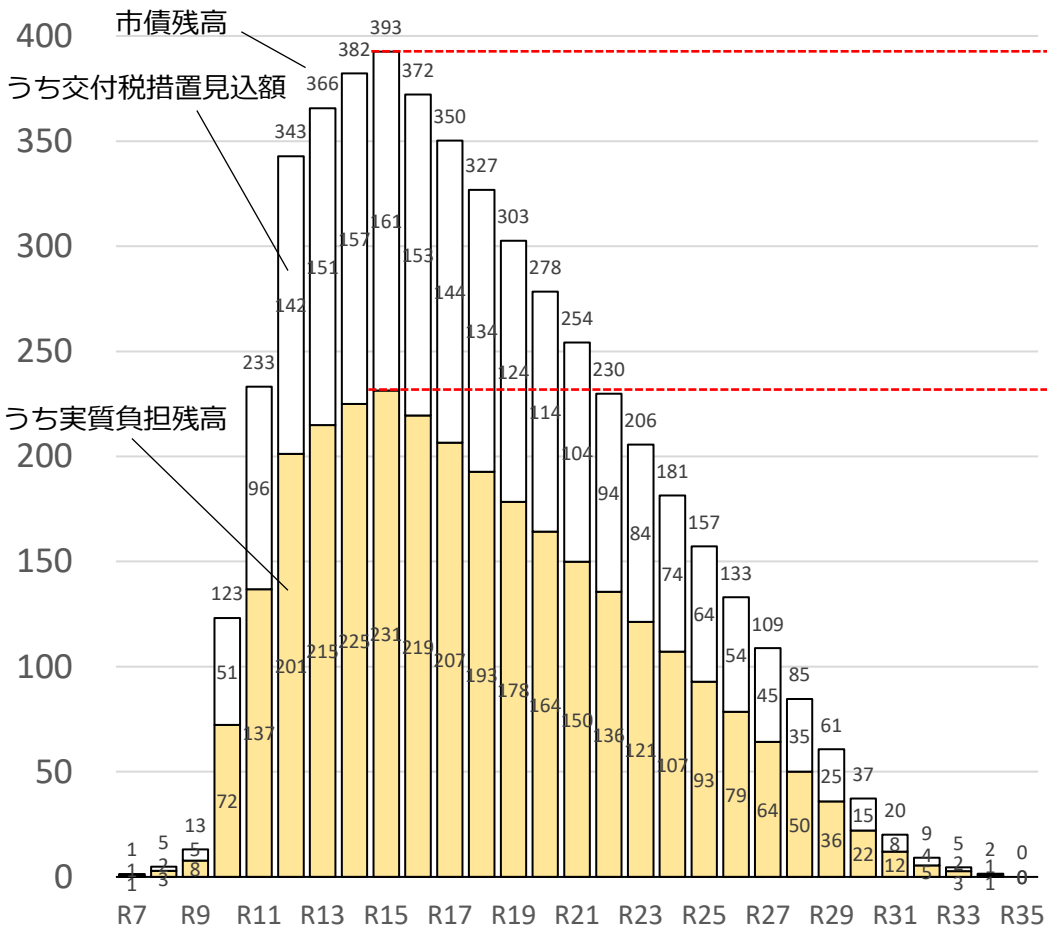
### A 合併推進債を活用する場合

(充当率90%、交付税措置率40%)

### B 合併推進債を活用しない場合

(主に一般単独事業債(充当率75%、交付税措置率0%)を活用)

(単位：億円)

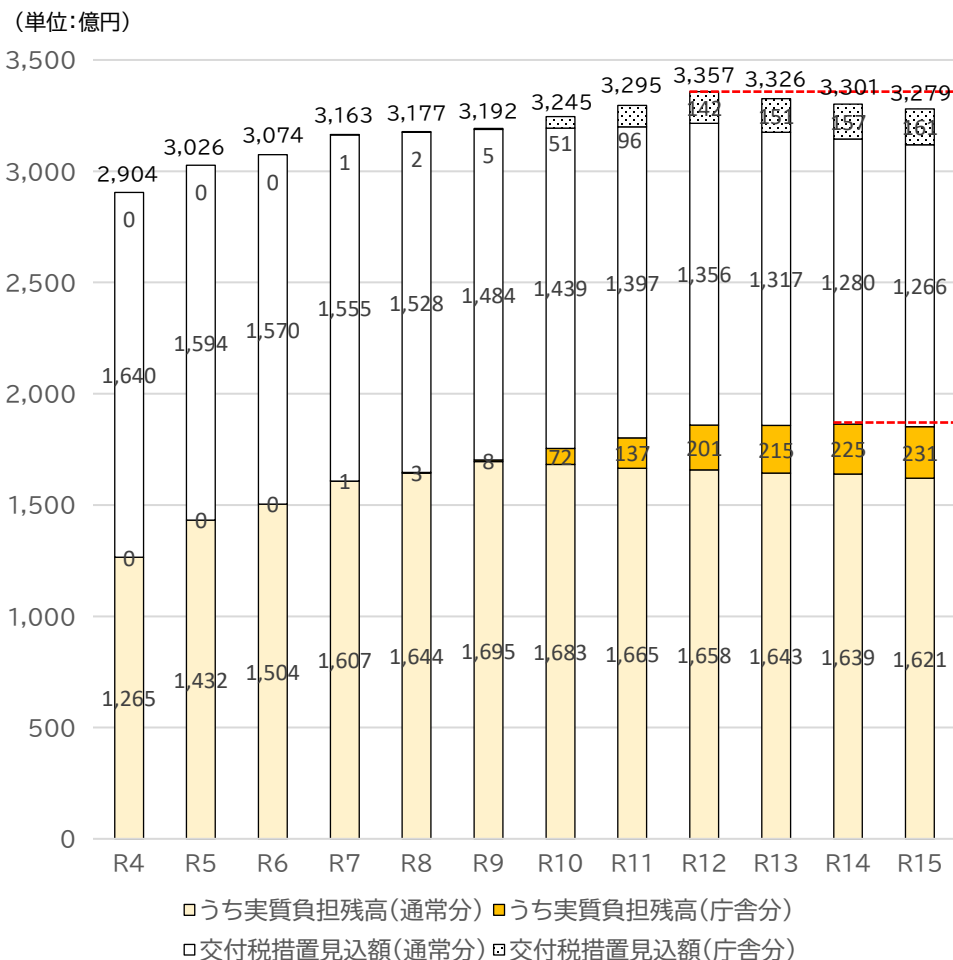


※四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある

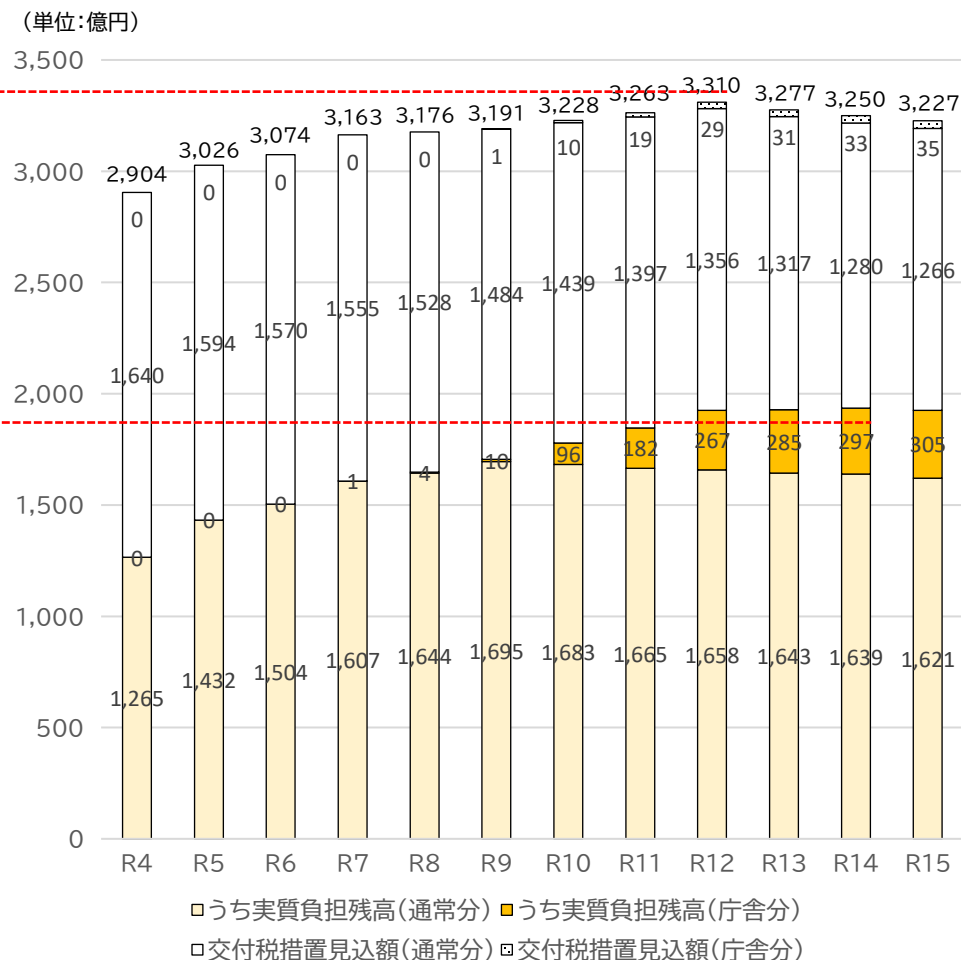
# 新庁舎整備による財政影響について

## ■ (参考) 市債残高の推移見込について

### A 合併推進債を活用する場合



### B 合併推進債を活用しない場合



※四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある  
 ※市債残高には熊本地震分を含み、臨時財政対策債を除く

# 新庁舎整備による財政影響について

## ■財源一覧

財源	対象事業	財政措置	合併推進債を活用する場合の 充当額※
合併推進債	・設計費・建設費・解体費・用地取得費など事業費全般 (より有利な財源を充当する部分を除く)	充当率 90% 交付税措置率 40%	34,249 百万円
災害復旧事業債	・新庁舎のうち旧花畑町別館および旧古京町別館の被災 前延床面積見合い分の設計費・建設費ならびに用地取得 費(被災前面積が上限)	充当率 100% 交付税措置率 47.5% (財政力補正により最大85.5%)	6,058 百万円
石綿対策事業債	・アスベスト除去費	充当率 95% 交付税措置率 40%	2,052 百万円
防災・安全交付金	・現庁舎の解体費の一部	国補助率 1/2	234 百万円

※概算事業費470億円の場合